

電気の供給を受ける契約に関する考え方について（案）

1. 検討事項に係る考え方

第1回専門委員会において、電気の供給を受ける契約に関する以下の3つの論点に沿った検討を行うこととされた。

- (1) 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用について
- (2) 電力小売全面自由化を踏まえた裾切り設定について
- (3) 小売電気事業者の評価方法、裾切り要件の妥当性について

これら論点に係る議論及び第1回専門委員会後に実施した小売電気事業者に対する調査（資料3参照）、国及び独立行政法人等の低圧受電施設等の調査結果（資料2参照）等を踏まえ、上記検討事項に係る考え方の案を、以下のとおり整理した。

（1）低圧受電施設等における環境配慮契約の運用の考え方

国及び独立行政法人等の機関の低圧受電施設等における当面の実態に即した環境配慮契約の運用等に係る考え方は、以下のとおり。

① 低圧受電施設等の状況等

国及び独立行政法人等の機関の低圧受電施設等は、調査により把握した範囲では、施設数は約6,300施設、年間使用電力量の平均は約14,000kWhであり、従前から環境配慮契約の対象であった施設等の予定使用電力量9,499百万kWhを含めた全体の0.9%である（資料2参照）。

また、小売電気事業者に対する調査によると、現段階における低圧受電施設等への電気の供給意向（資料3問2（1））は、条件次第で供給とする事業者も含めて調査回答事業者の約4割である。また、地域によっては、参入事業者が相当程度少ない地域もあるほか（同問2（5））、参考資料1のとおり、供給実績でも、小売電気事業者の参入状況として少ない地域があり、全国においてあまねく入札参加者が確保できる状況にはないものと考えられる。

② 環境配慮契約の運用の考え方

現行の基本方針においては、「入札に付する契約」の場合に、環境配慮契約を実施することとされている。原則として低圧受電施設等についても、同様な考え方とし、入札に付する場合には、環境配慮契約を実施するものとする。

他方、供給側からは、低圧受電施設等に対する電力供給について、環境配慮契約の実施に当たり、ある程度対象施設等をまとめた発注、入札手続や請求手続の簡素

化等に関する意見も出されており（**資料3**問2（2）～（4））、入札参加者の確保等の観点から、一定の配慮が必要と考えられる¹。このため、以下の観点から、環境配慮契約を実施する場合の具体的な要件等について、調達側の国及び独立行政法人等の意見等を含め、内容を検討の上、第3回専門委員会において提示するものとする。

- 地域における事業者の参入状況
- 発注の規模（施設数、契約電力、予定使用電力量等）
- 発注の対象とする地域・期間等
- 入札、請求等の事務手続 等

さらに、入札に付さない場合にあっても、可能な限り低炭素な電気を供給する事業者と契約することが重要であることから、事業者の選定に当たって配慮すべき事項等について検討を行うものとする。

（2）電力小売全面自由化を踏まえた裾切り設定の考え方

電力小売全面自由化に伴い、小売電気事業者は全需要家に自由に電気の供給が可能となったことを受け、公正な競争の確保（原則、複数事業者の参入）の観点を踏まえつつ、現状の小売電気事業者の地域的な参入状況も考慮し、電力小売全面自由化を踏まえた裾切り基準の設定の考え方について検討を行い、以下のとおり考え方を整理した。

○ 地域ごとの裾切り基準の設定の考え方

国及び独立行政法人等が電気の供給を受ける契約を締結する場合は、公正な競争を確保しつつ、より低炭素な電気を供給する事業者を選択できるようにすることが重要である。このため、電力小売全面自由化に伴い、入札に当たって二酸化炭素排出係数の低い事業者が全国から広く入札に参加可能な仕組みとして、裾切り基準の設定を全国一律の基準とすることで、より低炭素な電気を供給する事業者にインセンティブを与えることにつなげられないかという観点から、小売電気事業者の参入状況等について調査を行った。

しかしながら、現段階における電力の供給状況等は、以下のとおりである。

- 地域別（都道府県別）の小売電気事業者の参入（予定・見込みを含む）状況は、全区分においても地域によって大きな差異がみられること（**資料3**問2（5）及び**参考資料1**参照）
- 小売電気事業者の託送関連の手続は旧一般電気事業者の供給区域ごととなっていること
- 現状では今後の小売電気事業者の参入動向が捉えきれないこと

¹ 「供給のための条件が整えば供給する可能性がある」及び「検討している段階である」を合わせると51%と過半数を占めており、これらの事業者の入札参加を促進することが重要と考えられる。

- 小売電気事業者の約 8 割が、旧一般電気事業者の供給区域ごとの裾切り基準の設定が適切であるとしていること（**資料 3**問 4 参照）

以上を踏まえ、当面はこれまでと同様、旧一般電気事業者の供給区域ごとに裾切り基準を設定することが適切と判断される。ただし、二酸化炭素排出係数の低い事業者の参入を促すとともに安定供給への観点から、参入事業者の比較的多い地域については、可能な限り同一の裾切り基準とするなど、具体的な裾切り基準の設定に当たって十分考慮するものとする。

（3）小売電気事業者の評価方法、裾切り要件の妥当性の考え方

政府実行計画²においては、2030 年度の温室効果ガス排出量を政府全体で 40%削減することを目標として掲げるとともに、「第四の 2 の(4)小売電気事業者との契約」において「庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る」こととされているところである。このため、国及び独立行政法人等においては、より低炭素な電気を調達するとともに、電気事業者に対しては、より低炭素な電気の供給を促進するための方策を併せて実施することが必要と考えられる。

なお、小売電気事業者に対する調査によると、裾切り方式を適切と判断している事業者は約 7 割（**資料 3**問 3 参照）、裾切り方式の必須項目が適切と判断している事業者は約 5 割（同問 5（1）参照）、加点項目が適切と判断している事業者は 6 割（同問 5（2）参照）となっている。

① 二酸化炭素排出係数

現行の裾切り方式においては、最も重要な評価項目として、二酸化炭素排出係数を位置づけている。政府実行計画に掲げられたとおり、温室効果ガス排出削減の観点から、より二酸化炭素排出係数の低い電気の調達に向けて、その位置づけは、ますます大きくなっているものと考えられる。このため、引き続き二酸化炭素排出係数を裾切りの重要な要素として位置づけるとともに、相応の配点（重み付け）とすることが適切と考えられる。

また、グリーン電力証書の活用を促進する観点から、「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度」の活用による二酸化炭素排出量のオフセットを可能とし、排出係数に反映³できるよう検討するものとする。なお、後述の加点項目との重複がない形での反映を検討する。

② 環境への負荷の低減に関する取組

² 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）

³ 個別入札案件ごとの排出係数又は当該事業者の調整後二酸化炭素排出係数のいずれかに反映可能とする。

現行の裾切り方式においては、電気事業者の環境への負荷の低減の取組の状況を評価する項目として、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況を採用しているところである。

ア) 未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの活用については、地球温暖化対策計画においても、効率的なエネルギーの利用を実現することにより、大きな省エネルギー・省 CO₂ 効果が期待されていることから、その有効利用の観点から引き続き重要な項目と考えられる。本項目は事業者間において取組状況に差異がみられる指標であり、事業者の環境負荷低減に向けた取組を積極的に評価する観点から、適切な役割を果たす指標と考えられる。このため、未利用エネルギーの活用状況を引き続き、裾切り方式の評価項目として設定することが適切と考えられる。

イ) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは、発電において温室効果ガスを排出しないことから、その導入拡大はエネルギー転換部門の地球温暖化対策に不可欠であり、地球温暖化対策計画においても最大限の導入を図ることとされている。電気の低炭素化を推し進めるためには、環境配慮契約法においても、引き続きその導入を推進する必要がある。このため、電気事業者が再生可能エネルギー電源の調達を促進するためのインセンティブとして、また、自ら再生可能エネルギーの利用を推進する事業者の取組を評価することが重要と考えられることから、再生可能エネルギーの導入状況を引き続き、裾切り方式の評価項目として設定することが適切と考えられる。

③ 他の裾切り方式の評価項目

現行の裾切り方式においては、「オプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の実施の有無を評価して加点することができる」こととされており、これまで加点項目として活用されてきた。さらに、「電力の小売営業に関する指針⁴」に示された「望ましい行為」には、環境配慮契約に関連すると考えられる事項として、電源構成の開示(二酸化炭素排出係数を含む)が掲げられている。これらの評価項目については、現行の運用のとおり、調達者の判断により、オプションではなく、必須項目に加えることも可能とすることについて検討する。

ア) グリーン電力証書

グリーン電力証書の活用は、再生可能エネルギーの導入促進を図るための重要な手段の一つである。裾切りに設定された項目による評価の結果、入札参加資格を得

⁴ 経済産業省（平成 28 年 1 月制定。同年 7 月改訂）

ることができない小売電気事業者に対し、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量を評価して、加点することを可能としているところである。グリーン電力証書の譲渡予定量を評価し、加点項目とすることについては、グリーン電力証書を活用することで入札者の参加の間口を拓けるとともに、グリーン電力証書の活用を通じた再生可能エネルギーの導入促進の観点からも、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

また、前述のとおり、これまでの調達者への譲渡に係る評価と重複しない形で、グリーン電力証書の活用を促進する観点から、グリーン電力証書の二酸化炭素排出削減価値を認証する「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度」により認証されたグリーン電力については、二酸化炭素換算の上、当該電気事業者の二酸化炭素排出量のオフセットに活用できよう検討する。

イ) 需要家への情報提供

低炭素な電気の供給に係る様々な取組に加え、需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組（電力デマンド監視による使用電力の見える化、需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス等）について、需要家の省エネルギー・省CO₂の促進を図る観点から、裾切り方式のオプションとして評価し、引き続き裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

ウ) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示

電源構成及び二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の開示は、電力の小売営業の指針において、望ましい行為として位置づけられているところ。また、需要家への適切な情報提供の観点から、また、調達側が小売電気事業者を選択する場合に重要な項目となること等から、小売電気事業者の環境配慮に係る取組を示す評価項目として大きな意義があるものと考えられる。このため、本項目を裾切り方式のオプションとして位置づけることが適当と考えられる。

さらに、本項目については、入札参加資格を付与する要件として扱うことも考えられ、具体的には、電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している小売電気事業者であって、裾切りにおいて一定の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与する運用について検討する⁵。

④ その他の評価項目

上記以外では、いくつかの地方公共団体（都道府県、政令指定都市）の電気の供

⁵ 例えば、電源構成及び二酸化炭素排出係数を既に開示済又は年内に開示予定とする事業者は約6割であるが、平成27年度において国及び独立行政法人等に対する電力供給実績のある事業者に限ると、既に開示済の事業者は64%、年内に開示予定の事業者を加えると73%となっており、供給実績のある事業者は情報開示により積極的な姿勢がみられる（資料3問8参照）

給を受ける契約において採用されている評価項目の事例としては、環境マネジメントシステムの認証取得、環境報告書の発行が挙げられる（**参考資料4**参照）。事業者自らの環境負荷低減に向けた取組として、裾切り方式の評価項目とすべきであるか検討する。

2. 裾切り方式の評価方法（案）

上記検討にかかる考え方を踏まえ、裾切り方式の評価方法（案）を以下に示す。以下の①から③の3つの項目を必須項目として、ポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与える。併せて各必須項目における検討事項を以下に示す。

また、上記1（3）③ウのとおり、適切に電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示を行っていることを入札参加資格の付与のための要件とすることも検討する。

① 二酸化炭素排出係数

「グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度」により認証されたグリーン電力については、二酸化炭素換算の上、当該電気事業者の二酸化炭素排出量のオフセットに活用できることとし、活用結果を反映した排出係数を入札において評価に用いる排出係数とすることができるよう検討する。

② 未利用エネルギーの活用状況

③ 再生可能エネルギーの導入状況

裾切り方式において必須とする上記3項目に加え、加点項目として評価する3つの項目については、以下の④から⑥のとおりとする。併せて各必須項目における検討事項を以下に示す。

④ グリーン電力証書の譲渡予定量

⑤ 需要家への情報提供

⑥ 電源構成及び二酸化炭素排出係数の開示

電力の小売営業に関する指針の「電源構成等の適切な開示の方法」に示された開示に関する考え方、開示を行う場合の具体例に従い、適切に情報開示を実施している場合は、裾切り方式のオプションとして評価し、加点項目とする。なお、上記のとおり、入札参加要件とする場合、必須項目とする場合が考えられる。

3. 検討課題

以下の課題については、今後その内容を検討し、第3回専門委員会において結果を報告する予定である。

- 電気の供給を受ける契約に係る基本的事項の改定案（基本方針）

- 電気の供給を受ける契約に係る解説資料の改定案
- 国及び独立行政法人等における低圧受電施設等における具体的な環境配慮契約の運用方法（まとめ方等）
- 小売電気事業者の参入状況を踏まえた裾切り設定の地域に係る考え方
- グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度による CO₂削減相当量の排出係数への反映方法

また、総合評価落札方式の導入に係る検討（最適な導入条件・時期、評価方式、評価項目、評価点等）については、本専門委員会における議論、環境配慮契約法基本方針検討会における議論等を踏まえ、引き続き検討を実施するものとする。